

愛知県地域防災計画(風水害等災害対策計画)

新 旧 対 照 表 (案)

2025年5月修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024 年 6 月修正）	修正（2025 年 5 月修正予定）	備考																																																						
	第 1 編 総則	第 1 編 総則																																																							
	第 3 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第 3 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱																																																							
	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱																																																							
11	（略） 3 指定地方行政機関 中部地方整備局 （2）初動対応 ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧 <u>（追記）</u> その他災害応急対策に対する支援を行う。	（略） 3 指定地方行政機関 中部地方整備局 （2）初動対応 ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u> その他災害応急対策に対する支援を行う。	防災基本計画修正を踏まえた修正																																																						
	第 2 編 災害予防	第 2 編 災害予防																																																							
	第 1 章 防災協働社会の形成推進	第 1 章 防災協働社会の形成推進																																																							
18	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第 1 節 防災協働社会の形成推進</td><td>県、市町村</td><td>1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み</td></tr><tr><td>第 2 節 <u>（追記）</u> 自主防災組織 <u>（追記）</u>・ボランティアとの連携</td><td>県、市町村</td><td><u>（追記）</u> 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保</td></tr><tr><td></td><td>県</td><td>2(1) 市町村に対する財政的援助及び指導 2(2) 防災関係団体同士のネットワーク化への取り組みに対する支援</td></tr><tr><td></td><td>市町村</td><td>3 防災関係団体同士のネットワーク化を図る防災訓練等の事業実施、支援及び指導</td></tr><tr><td></td><td>自主防災組織</td><td>4 地域の実情に応じた防災活動の実施</td></tr><tr><td>第 3 節 企業防災の促進</td><td>企業</td><td>1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献</td></tr><tr><td></td><td>県、市町村、商工団体等</td><td>2(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進 2(2) 相談体制等の整備</td></tr><tr><td></td><td><u>（追記）</u></td><td><u>（追記）</u></td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 防災協働社会の形成推進	県、市町村	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み	第 2 節 <u>（追記）</u> 自主防災組織 <u>（追記）</u> ・ボランティアとの連携	県、市町村	<u>（追記）</u> 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保		県	2(1) 市町村に対する財政的援助及び指導 2(2) 防災関係団体同士のネットワーク化への取り組みに対する支援		市町村	3 防災関係団体同士のネットワーク化を図る防災訓練等の事業実施、支援及び指導		自主防災組織	4 地域の実情に応じた防災活動の実施	第 3 節 企業防災の促進	企業	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献		県、市町村、商工団体等	2(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進 2(2) 相談体制等の整備		<u>（追記）</u>	<u>（追記）</u>	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第 1 節 防災協働社会の形成推進</td><td>県、市町村</td><td>1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み</td></tr><tr><td>第 2 節 <u>消防団・自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携</u></td><td>県、市町村</td><td><u>1(1) 消防団の充実強化</u> 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保</td></tr><tr><td></td><td>県</td><td>2(1) 市町村に対する財政的援助及び指導 2(2) 防災関係団体同士のネットワーク化への取り組みに対する支援</td></tr><tr><td></td><td>市町村</td><td>3 防災関係団体同士のネットワーク化を図る防災訓練等の事業実施、支援及び指導</td></tr><tr><td></td><td>自主防災組織</td><td>4 地域の実情に応じた防災活動の実施</td></tr><tr><td>第 3 節 企業防災の促進</td><td>企業</td><td>1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献</td></tr><tr><td></td><td>県、市町村、商工団体等</td><td>2(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進 2(2) 相談体制等の整備</td></tr><tr><td></td><td><u>名古屋地方気象台</u></td><td><u>3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発</u></td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 防災協働社会の形成推進	県、市町村	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み	第 2 節 <u>消防団・自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携</u>	県、市町村	<u>1(1) 消防団の充実強化</u> 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保		県	2(1) 市町村に対する財政的援助及び指導 2(2) 防災関係団体同士のネットワーク化への取り組みに対する支援		市町村	3 防災関係団体同士のネットワーク化を図る防災訓練等の事業実施、支援及び指導		自主防災組織	4 地域の実情に応じた防災活動の実施	第 3 節 企業防災の促進	企業	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献		県、市町村、商工団体等	2(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進 2(2) 相談体制等の整備		<u>名古屋地方気象台</u>	<u>3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
区 分	機関名	主な措置																																																							
第 1 節 防災協働社会の形成推進	県、市町村	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み																																																							
第 2 節 <u>（追記）</u> 自主防災組織 <u>（追記）</u> ・ボランティアとの連携	県、市町村	<u>（追記）</u> 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保																																																							
	県	2(1) 市町村に対する財政的援助及び指導 2(2) 防災関係団体同士のネットワーク化への取り組みに対する支援																																																							
	市町村	3 防災関係団体同士のネットワーク化を図る防災訓練等の事業実施、支援及び指導																																																							
	自主防災組織	4 地域の実情に応じた防災活動の実施																																																							
第 3 節 企業防災の促進	企業	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献																																																							
	県、市町村、商工団体等	2(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進 2(2) 相談体制等の整備																																																							
	<u>（追記）</u>	<u>（追記）</u>																																																							
区 分	機関名	主な措置																																																							
第 1 節 防災協働社会の形成推進	県、市町村	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み																																																							
第 2 節 <u>消防団・自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携</u>	県、市町村	<u>1(1) 消防団の充実強化</u> 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保																																																							
	県	2(1) 市町村に対する財政的援助及び指導 2(2) 防災関係団体同士のネットワーク化への取り組みに対する支援																																																							
	市町村	3 防災関係団体同士のネットワーク化を図る防災訓練等の事業実施、支援及び指導																																																							
	自主防災組織	4 地域の実情に応じた防災活動の実施																																																							
第 3 節 企業防災の促進	企業	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献																																																							
	県、市町村、商工団体等	2(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進 2(2) 相談体制等の整備																																																							
	<u>名古屋地方気象台</u>	<u>3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発</u>																																																							

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024年6月修正）	修正（2025年5月修正予定）	備考
	第2節 <u>（追記）</u> 自主防災組織 <u>（追記）</u>・ボランティアとの連携	第2節 <u>消防団・自主防災組織の育成強化</u>、ボランティアとの連携	
19	1 県（防災安全局、関係局）及び市町村における措置 <u>（追記）</u>	1 県（防災安全局、関係局）及び市町村における措置 <u>（1）消防団の充実強化</u> 県及び市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。	防災基本計画修正を踏まえた修正
20	(1) 自主防災組織の推進 (略) (2) 防災ボランティア活動の支援 (略) (3) 連携体制の確保 (略)	(2) 自主防災組織の推進 (略) (3) 防災ボランティア活動の支援 (略) (4) 連携体制の確保 (略)	
	第3節 企業防災の促進	第3節 企業防災の促進	
23	(略) 2 県（経済産業局、防災安全局）、市町村及び商工団体等における措置 (略) <u>（追記）</u>	(略) 2 県（経済産業局、防災安全局）、市町村及び商工団体等における措置 (略) 3 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策	
	第1節 河川防災対策	第1節 河川防災対策	
26	(略) 3 関連調整事項 (2) (略) <u>（追記）</u>	(略) 3 関連調整事項 (2) (略) (3) 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。 また、中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、ダムの洪水調節と水力発電の両機能を発電事業者等との連携により最大限活用する取	防災基本計画修正を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024 年 6 月修正）	修正（2025 年 5 月修正予定）	備考
	(3) 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。	<u>組を推進するものとする。</u> (4) 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。	
	第 6 節 宅地造成（追記）の規制誘導	第 6 節 宅地造成等の規制誘導	
38	県（建築局（<u>追記</u>））及び市町村における措置 (1) <u>宅地造成工事規制区域</u> 県及び市町村は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。 (2) 造成宅地防災区域 (略) (3) 宅地危険箇所の防災パトロール (略) <u>附属資料第 1「宅地造成工事規制区域」</u> <u>（追記）</u>	県（建築局、<u>都市・交通局</u>）及び市町村における措置 (1) <u>宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域</u> 県、政令指定都市、中核市は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、その他の土地の区域で特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を「特定盛土等規制区域」に指定する。 <u>県、政令指定都市、中核市、権限移譲市は宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内の工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。</u> (2) 造成宅地防災区域 (略) (3) 宅地危険箇所の防災パトロール (略) <u>（削除）</u> <u>（4）既存盛土等調査</u> <u>県、政令指定都市、中核市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、既存盛土等に危険が確認された場合については、法令に基づき監督処分や改善命令等の必要な措置を行う。</u> <u>附属資料第 1「宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域」</u>	令和 7 年 5 月 9 日に区域指定し、盛土規制法による規制を開始したことによる修正
	第 5 章 建築物等の安全化	第 5 章 建築物等の安全化	
	第 1 節 交通関係施設対策	第 1 節 交通関係施設対策	
53	(略) 2 道路 (略) (1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化 (略) <u>（追記）</u>	(略) 2 道路 (略) (1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化 (略) <u>（2）アンダーパス部等の道路の冠水防止</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024 年 6 月修正）	修正（2025 年 5 月修正予定）	備考
	(2) 山間地域の道路の土砂崩れ等災害防止対策 (略) <u>(追記)</u> (3) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導 (略) 5 港湾・漁港 (略) (1) 港湾改修 近年の高波災害 <u>(追記)</u> を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、船舶の大型化に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。さらに、台風、高潮災害時による被害を低減するため、コンテナ等の流失防止柵や埠頭用地等の嵩上げを実施する。	<u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u> <u>(3) 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の対策</u> <u>渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。</u> (4) 山間地域の道路の土砂崩れ等災害防止対策 (略) <u>(5) 直轄国道の高架区間等の避難場所としての活用</u> <u>中部地方整備局は、洪水からの緊急時の一時的な避難場所を確保するため、直轄国道の高架区間等を避難場所等として活用するための緊急避難施設を整備するなど、道路における洪水への対応を推進するものとする。</u> (6) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導 (略) 5 港湾・漁港 (略) (1) 港湾改修 近年の高波災害や<u>気候変動</u>を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、船舶の大型化に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。さらに、台風、高潮災害時による被害を低減するため、コンテナ等の流失防止柵や埠頭用地等の嵩上げを実施する。	防災基本計画修正を踏 まえた修正
	第 8 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第 8 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
67	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 (略) 2 県（防災安全局）における措置 (略) (5) 防災情報システムの整備 県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。<u>(追記)</u> さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 (略) 2 県（防災安全局）における措置 (略) (5) 防災情報システムの整備 県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。<u>なお、本システムと総合防災情報システム（SOBO-WEB）間でデータ連携を行うこととする。</u> さらに、市町村の災害対応業務の省	防災基本計画修正を踏 まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024 年 6 月修正）	修正（2025 年 5 月修正予定）	備考
68	を行う。 （略） 7 情報の収集・連絡体制の整備等 （略） （2）通信手段の確保 （略） エ ヘリコプターテレビ電送システムの整備 （略） <u>（追記）</u>	力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。 （略） 7 情報の収集・連絡体制の整備等 （略） （2）通信手段の確保 （略） エ ヘリコプターテレビ電送システムの整備 （略） <u>オ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用</u> <u>県、市町村及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
69	（略） 8 救助・救急等に係る施設・設備等 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。 <u>（追記）</u> また、県及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。 県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について関係機関とあらかじめ協議する。 （略） 10 物資の備蓄、調達供給体制の確保 （1）市町村及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ	（略） 8 救助・救急等に係る施設・設備等 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。 <u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u> また、県及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。 県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について関係機関とあらかじめ協議する。 （略） 10 物資の備蓄、調達供給体制の確保 （1）市町村及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物	防災基本計画修正を踏まえた修正 表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024年6月修正）	修正（2025年5月修正予定）	備考																								
	め、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 <u>（追記）</u> なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。	資や物資拠点の登録に努めるものとする。 <u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u> なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。	防災基本計画修正を踏まえた修正																								
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策																									
80	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第1節 避難所の指定・整備等</td><td>市町村</td><td>(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>（追記）</u> (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の破損等への備え (5) 避難所の運営体制の整備 <u>（追記）</u> <u>（追記）</u></td></tr><tr><td>第2節 要配慮者支援対策</td><td>県、市町村、社会福祉施設等管理者</td><td>(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</td></tr><tr><td>第3節 帰宅困難者対策</td><td>県、市町村</td><td>帰宅困難者対策</td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備等	市町村	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>（追記）</u> (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の破損等への備え (5) 避難所の運営体制の整備 <u>（追記）</u> <u>（追記）</u>	第2節 要配慮者支援対策	県、市町村、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策	第3節 帰宅困難者対策	県、市町村	帰宅困難者対策	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第1節 避難所の指定・整備等</td><td>市町村</td><td>(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>(3) 指定福祉避難所の指定</u> (4) 避難所が備えるべき設備の整備 (5) 避難所の破損等への備え (6) 避難所の運営体制の整備 <u>(7) 避難者等の情報把握</u> <u>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u></td></tr><tr><td>第2節 要配慮者支援対策</td><td>県、市町村、社会福祉施設等管理者</td><td>(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</td></tr><tr><td>第3節 帰宅困難者対策</td><td>県、市町村</td><td>帰宅困難者対策</td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備等	市町村	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>(3) 指定福祉避難所の指定</u> (4) 避難所が備えるべき設備の整備 (5) 避難所の破損等への備え (6) 避難所の運営体制の整備 <u>(7) 避難者等の情報把握</u> <u>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u>	第2節 要配慮者支援対策	県、市町村、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策	第3節 帰宅困難者対策	県、市町村	帰宅困難者対策	防災基本計画修正を踏まえた修正
区 分	機関名	主な措置																									
第1節 避難所の指定・整備等	市町村	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>（追記）</u> (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の破損等への備え (5) 避難所の運営体制の整備 <u>（追記）</u> <u>（追記）</u>																									
第2節 要配慮者支援対策	県、市町村、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策																									
第3節 帰宅困難者対策	県、市町村	帰宅困難者対策																									
区 分	機関名	主な措置																									
第1節 避難所の指定・整備等	市町村	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>(3) 指定福祉避難所の指定</u> (4) 避難所が備えるべき設備の整備 (5) 避難所の破損等への備え (6) 避難所の運営体制の整備 <u>(7) 避難者等の情報把握</u> <u>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u>																									
第2節 要配慮者支援対策	県、市町村、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策																									
第3節 帰宅困難者対策	県、市町村	帰宅困難者対策																									
	第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等																									
81	市町村における措置 (略) (2) 指定避難所の指定 (略) ウ <u>避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応でき</u>	市町村における措置 (略) (2) 指定避難所の指定 (略) ウ <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。</u>	「避難生活における良																								

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024 年 6 月修正）	修正（2025 年 5 月修正予定）	備考						
82	<u>るスペースを確保するものとする。</u> <u>＜一人当たりの必要占有面積＞</u> <table><tr><td><u>1 m²／人</u></td><td><u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u></td></tr><tr><td><u>2 m²／人</u></td><td><u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u></td></tr><tr><td><u>3 m²／人</u></td><td><u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u></td></tr></table> <u>※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。</u> <u>また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</u> <u>＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞</u> <u>一家族が、目安で 3m×3m の 1 区画を使用し、各区画（一家族）の距離は 1～2m 以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</u> エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、 <u>（追記）</u> 備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。 （略） <u>（(3) ウより転記）</u> （3）<u>（追記）</u> 福祉避難所の整備 ア 市町村は、<u>指定避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>（追記）</u> 福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。（略） イ 市町村は、<u>福祉避難所</u>として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。（略） <u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害</u>	<u>1 m²／人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u>	<u>2 m²／人</u>	<u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u>	<u>3 m²／人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u>	エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、 <u>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、</u>備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。（略） <u>キ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u> （3）<u>指定福祉避難所の指定</u> ア 市町村は、<u>指定一般避難所内</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。（略） イ 市町村は、<u>指定福祉避難所</u>として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。（略） <u>（(2) キ へ移行）</u>	好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正 防災基本計画修正を踏まえた修正 表記の整理 災害対策基本法施行規則を踏まえた修正 表記の整理
	<u>1 m²／人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u>							
	<u>2 m²／人</u>	<u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u>							
	<u>3 m²／人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u>							

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024年6月修正）	修正（2025年5月修正予定）	備考
	<u>においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u> エ 市町村は、<u>（追記）</u>福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ<u>（追記）</u>福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 オ 市町村は、前述の公示を活用しつつ、<u>（追記）</u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>（追記）</u>福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。 （4）避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>（追記）</u>テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション<u>（追加）</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。 また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。 ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>（追記）</u>ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等 （略） （6）避難所の運営体制の整備 （略） エ 市町村は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討<u>する。</u> （略） カ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、<u>感染者が</u>発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナ	ウ 市町村は、<u>指定</u>福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ<u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 エ 市町村は、前述の公示を活用しつつ、<u>指定</u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>指定</u>福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。 （4）避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>給水タンク、貯水槽、防災井戸、</u>テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、<u>炊き出し設備、入浴設備</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。 また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。 ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>衛星通信を活用したインターネット機器、</u>ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等 （略） （6）避難所の運営体制の整備 （略） エ 市町村は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、<u>受入体制を住民へ周知徹底する。</u> （略） カ <u>（削除）</u>感染症対策について、<u>（削除）</u>平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテ	災害対策基本法施行規則を踏まえた修正 「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正 防災基本計画修正を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024年6月修正）	修正（2025年5月修正予定）	備考
83	<u>ウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、</u>平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 キ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 <u>（追記）</u>	ルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 キ <u>（削除）</u> 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 <u>（7）避難者等の情報把握</u> 市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。 <u>（8）避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u> ア 市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 イ 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。	防災基本計画修正を踏まえた修正 防災基本計画修正を踏まえた修正
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
86	県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 （略） （6）災害ケースマネジメント 県及び市町村は、被災<u>地</u>支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援	県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 （略） （6）災害ケースマネジメント 県及び市町村は、被災<u>者</u>支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援	防災基本計画修正を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024年6月修正）	修正（2025年5月修正予定）	備考
	を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	
	第3節 帰宅困難者対策	第3節 帰宅困難者対策	
87	1 県（防災安全局）及び市町村における措置 （略） （1）（略） （2）（略） <u>（追記）</u>	1 県（防災安全局）及び市町村における措置 （略） （1）（略） （2）（略） <u>（3）徒歩帰宅者支援の環境整備</u> <u>大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行う。</u>	定義の明確化
	第11章 広域応援・受援体制の整備	第11章 広域応援・受援体制の整備	
	第1節 広域応援・受援体制の整備	第1節 広域応援・受援体制の整備	
89	2 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置 （略） （3）受援体制の整備 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、 <u>受援体制の整備に努めるものとする。特に、</u> 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 <u>（追記）</u> <u>また、</u> 県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	2 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置 （略） （3）受援体制の整備 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、 <u>以下のような</u> 受援体制の整備に努めるものとする。 <u>ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保</u> <u>（削除）</u> 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、 <u>（削除）</u> 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 <u>イ 宿泊場所等の確保</u> <u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u> <u>ウ 訓練等の実施</u> <u>（削除）</u> 県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024 年 6 月修正）	修正（2025 年 5 月修正予定）	備考
90	1 県（防災安全局、保健医療局）及び市町村における措置 （略） （4）医療救護活動の広域応援 県は、中部 9 県 1 市で締結した「災害時等の応援に関する協定」において、医療救護活動に必要な物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣、医療機関による傷病者の受入について相互に応援することを定めている。 県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知 DMAT 設置運営要領」及び「愛知 DMAT に関する協定」<u>（追記）</u>に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう<u>災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等</u>を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 <u>また、県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の整備に努めるものとする。</u>	1 県（防災安全局、保健医療局）及び市町村における措置 （略） （4）医療救護活動の広域応援 県は、中部 9 県 1 市で締結した「災害時等の応援に関する協定」において、医療救護活動に必要な物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣、医療機関による傷病者の受入について相互に応援することを定めている。 県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知 DMAT 設置運営要領」及び「愛知 DMAT に関する協定」<u>等</u>に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう<u>以下の対策を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u> <u>ア 災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練</u> <u>イ ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等</u> <u>ウ 日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等との連携等</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第 3 節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	第 3 節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
91	1 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置 （1）災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 （略） また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。 <u>（追記）</u>	1 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置 （1）災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 （略） また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。 <u>さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第 12 章 防災訓練及び防災意識の向上	第 12 章 防災訓練及び防災意識の向上	
92	■ 基本方針 （略） ○防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努め	■ 基本方針 （略） ○防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努め	防災基本計画修正を踏

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024 年 6 月修正）	修正（2025 年 5 月修正予定）	備考
	るとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める <u>（追記）</u> 。	るとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u>	まえた修正
	第 2 節 防災のための意識啓発・広報	第 2 節 防災のための意識啓発・広報	
96	県（防災安全局、農林基盤局、建設局、都市・交通局、建築局等関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置 （略） （5）過去の災害教訓の伝承 県及び市町村は、県民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>（追記）</u> 持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	県（防災安全局、農林基盤局、建設局、都市・交通局、建築局等関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置 （略） （5）過去の災害教訓の伝承 県及び市町村は、県民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>自然災害伝承碑が</u>持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第 3 編 災害応急対策	第 3 編 災害応急対策	
	第 2 章 避難行動	第 2 章 避難行動	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024 年 6 月修正）			修正（2025 年 5 月修正予定）			備考
109	■ 主な機関の措置			■ 主な機関の措置			防災基本計画修正を踏まえた修正
	区 分	機関名	主な措置	区 分	機関名	主な措置	
	第 1 節 気 象 警 報 等 の 発 表、伝達	名古屋地方気象台	1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2(1)(2) 洪水予報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達	第 1 節 気 象 警 報 等 の 発 表、伝達	名古屋地方気象台	1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2(1)(2) 洪水予報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達	
		中部地方整備局	2(1) 洪水予報の発表・伝達 <u>(追記)</u> 4(1) 水防警報の発表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発表・伝達		中部地方整備局	2(1) 洪水予報の発表・伝達 <u>2(3) 予測水位情報の提供</u> 4(1) 水防警報の発表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発表・伝達	
		県	2(2) 洪水予報の発表・伝達 3 水位情報の周知 4(2) 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発表・伝達 7 警報・注意報等の出先機関及び市町村への伝達		県	2(2) 洪水予報の発表・伝達 3 水位情報の周知 4(2) 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発表・伝達 7 警報・注意報等の出先機関及び市町村への伝達	
		西日本電信電話株式会社	8 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知		西日本電信電話株式会社	8 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知	
		日本放送協会名古屋放送局	9 迅速な警報の放送		日本放送協会名古屋放送局	9 迅速な警報の放送	
		市町村	10 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知		市町村	10 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知	
		その他防災関係機関	11 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置		その他防災関係機関	11 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置	
	第 1 節 気象警報等の発表、伝達			第 1 節 気象警報等の発表、伝達			
110	(略) 2 洪水予報（中部地方整備局、県（建設局）及び名古屋地方気象台等における措置） (1) (略) (2) (略) <u>(追記)</u>			(略) 2 洪水予報（中部地方整備局、県（建設局）及び名古屋地方気象台等における措置） (1) (略) (2) (略) <u>(3) 中部地方整備局は、県が指定した洪水予報河川について、県の求めに応じ、国が指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を県及び名古屋地方気象台に提供するものとする。</u>			表記の整理
113	(略) 13 気象警報等の伝達系統 (略) 図 1 気象警報等の伝達系統図			(略) 13 気象警報等の伝達系統 (略) 図 1 気象警報等の伝達系統図			伝達系統図の更新

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024 年 6 月修正）	修正（2025 年 5 月修正予定）	備考
	第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報	第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報	
	第 1 節 被害状況等の収集・伝達	第 1 節 被害状況等の収集・伝達	
130	(略) 2 県（防災安全局、関係局）の措置 (略) (3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集 県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局、無人航空機（<u>追記</u>）を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集を行う。	(略) 2 県（防災安全局、関係局）の措置 (略) (3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集 県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局、無人航空機、<u>高所監視カメラ</u>を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集を行う。	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第 4 章 応援協力・派遣要請	第 4 章 応援協力・派遣要請	
	第 1 節 応援協力	第 1 節 応援協力	
142	(略) 3 中部地方整備局における措置 (1) 市町村の応急措置の代行（災害対策基本法第 78 条の 2） (略) ウ 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木（<u>追記</u>）の（<u>追記</u>）除去等をする権限	(略) 3 中部地方整備局における措置 (1) 市町村の応急措置の代行（災害対策基本法第 78 条の 2） (略) ウ 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木等（<u>障害物</u>）除去等をする権限	表記の整理
	第 3 節 自衛隊の災害派遣	第 3 節 自衛隊の災害派遣	
144	1 自衛隊における措置 (略) (4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域	1 自衛隊における措置 (略) (4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域	自衛隊の部隊改編に伴

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024 年 6 月修正）	修正（2025 年 5 月修正予定）	備考																																
	<table><tr><th colspan="2">災害派遣の要請を受けることができる者</th><th>担任地域</th></tr><tr><td rowspan="3">陸上自衛隊</td><td>第 10 師団長</td><td>県内全域※</td></tr><tr><td>第 10 特科連隊長 (豊川駐屯地司令)</td><td>県東部（西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部）</td></tr><tr><td>第 10 後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)</td><td>春日井駐屯地近傍</td></tr><tr><td colspan="2">航空自衛隊第 1 輸送航空隊司令 (小牧基地司令)</td><td>県内全域</td></tr><tr><td colspan="2">海上自衛隊横須賀地方総監</td><td>県内全域</td></tr></table>	災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域	陸上自衛隊	第 10 師団長	県内全域※	第 10 特科連隊長 (豊川駐屯地司令)	県東部（西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部）	第 10 後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍	航空自衛隊第 1 輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域	海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域	<table><tr><th colspan="2">災害派遣の要請を受けることができる者</th><th>担任地域</th></tr><tr><td rowspan="3">陸上自衛隊</td><td>第 10 師団長</td><td>県内全域※</td></tr><tr><td>第 6 施設群長 (豊川駐屯地司令)</td><td>県東部（西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部）</td></tr><tr><td>第 10 後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)</td><td>春日井駐屯地近傍</td></tr><tr><td colspan="2">航空自衛隊第 1 輸送航空隊司令 (小牧基地司令)</td><td>県内全域</td></tr><tr><td colspan="2">海上自衛隊横須賀地方総監</td><td>県内全域</td></tr></table>	災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域	陸上自衛隊	第 10 師団長	県内全域※	第 6 施設群長 (豊川駐屯地司令)	県東部（西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部）	第 10 後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍	航空自衛隊第 1 輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域	海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域	う修正
災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域																																	
陸上自衛隊	第 10 師団長	県内全域※																																	
	第 10 特科連隊長 (豊川駐屯地司令)	県東部（西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部）																																	
	第 10 後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍																																	
航空自衛隊第 1 輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域																																	
海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域																																	
災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域																																	
陸上自衛隊	第 10 師団長	県内全域※																																	
	第 6 施設群長 (豊川駐屯地司令)	県東部（西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部）																																	
	第 10 後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍																																	
航空自衛隊第 1 輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域																																	
海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域																																	
	第 5 節 防災活動拠点の確保等	第 5 節 防災活動拠点の確保等																																	
149	1 県（防災安全局）及び市町村における措置 (略) (3) 物資の輸送拠点について、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 <u>(追記)</u>	1 県（防災安全局）及び市町村における措置 (略) (3) 物資の輸送拠点について、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に <u>新物資システム（B-PLo）</u> を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 <u>また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u>	表記の整理 防災基本計画修正を踏まえた修正																																
	第 5 章 救出・救助対策	第 5 章 救出・救助対策																																	
	第 1 節 救出・救助活動	第 1 節 救出・救助活動																																	
153	(略) 5 中部地方整備局及び高速道路会社における措置 (1) 緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）による活動支援 国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC－FORCE)は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車 <u>(追記)</u> 等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。	(略) 5 中部地方整備局及び高速道路会社における措置 (1) 緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）による活動支援 国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC－FORCE)は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、 <u>現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車等</u> の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。	防災基本計画修正を踏まえた修正																																
	第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策																																	
157	■ 基本方針 ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、 <u>(追記)</u> 医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科医病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に務めるものとする。	■ 基本方針 ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、 <u>災害看護コーディネーター</u> 、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科医病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に務めるものとする。	医療法の改正に伴う修正																																

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024 年 6 月修正）	修正（2025 年 5 月修正予定）	備考																																		
158	(略) ■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td rowspan="2">県</td><td></td><td>○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMA T及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのS C Uの設置 ○地域医療搬送実施のためのS C Uの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○D P A Tの派遣及び派遣要請 ○J D A Tの派遣要請 <u>(追記)</u> ○保健活動及び心のケア</td><td>○防疫組織の編成 ○防疫活動</td></tr><tr><td></td><td>○D H E A Tの派遣及び派遣要請</td><td></td></tr></table> (略) ■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td rowspan="2">第 1 節 医療救護</td><td rowspan="2">県</td><td>1(1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整 1(2) DMA T（災害派遣医療チーム）の派遣要請等 1(3) 救護班の派遣要請等 1(4) D P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣等 1(5) J D A T（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等 <u>(追記)</u> 1(<u>6</u>) S C U（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置</td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMA T及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのS C Uの設置 ○地域医療搬送実施のためのS C Uの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○D P A Tの派遣及び派遣要請 ○J D A Tの派遣要請 <u>(追記)</u> ○保健活動及び心のケア	○防疫組織の編成 ○防疫活動		○D H E A Tの派遣及び派遣要請		区 分	機関名	主な措置	第 1 節 医療救護	県	1(1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整 1(2) DMA T（災害派遣医療チーム）の派遣要請等 1(3) 救護班の派遣要請等 1(4) D P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣等 1(5) J D A T（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等 <u>(追記)</u> 1(<u>6</u>) S C U（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置	(略) ■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td rowspan="2">県</td><td></td><td>○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMA T及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのS C Uの設置 ○地域医療搬送実施のためのS C Uの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○D P A Tの派遣及び派遣要請 ○J D A Tの派遣要請 <u>○災害支援ナースの派遣調整・要請</u> ○保健活動及び心のケア</td><td>○防疫組織の編成 ○防疫活動</td></tr><tr><td></td><td>○D H E A Tの派遣及び派遣要請</td><td></td></tr></table> (略) ■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td rowspan="2">第 1 節 医療救護</td><td rowspan="2">県</td><td>1(1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整 1(2) DMA T（災害派遣医療チーム）の派遣要請等 1(3) 救護班の派遣要請等 1(4) D P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣等 1(5) J D A T（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等 <u>1(6) 災害支援ナースの派遣要請等</u> 1(<u>7</u>) S C U（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置</td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMA T及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのS C Uの設置 ○地域医療搬送実施のためのS C Uの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○D P A Tの派遣及び派遣要請 ○J D A Tの派遣要請 <u>○災害支援ナースの派遣調整・要請</u> ○保健活動及び心のケア	○防疫組織の編成 ○防疫活動		○D H E A Tの派遣及び派遣要請		区 分	機関名	主な措置	第 1 節 医療救護	県	1(1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整 1(2) DMA T（災害派遣医療チーム）の派遣要請等 1(3) 救護班の派遣要請等 1(4) D P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣等 1(5) J D A T（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等 <u>1(6) 災害支援ナースの派遣要請等</u> 1(<u>7</u>) S C U（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置	医療法の改正に伴う修正
	機関名	事 前	被害発生中	事 後																																	
県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMA T及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのS C Uの設置 ○地域医療搬送実施のためのS C Uの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○D P A Tの派遣及び派遣要請 ○J D A Tの派遣要請 <u>(追記)</u> ○保健活動及び心のケア	○防疫組織の編成 ○防疫活動																																		
		○D H E A Tの派遣及び派遣要請																																			
区 分	機関名	主な措置																																			
第 1 節 医療救護	県	1(1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整 1(2) DMA T（災害派遣医療チーム）の派遣要請等 1(3) 救護班の派遣要請等 1(4) D P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣等 1(5) J D A T（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等 <u>(追記)</u> 1(<u>6</u>) S C U（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置																																			
		機関名	事 前	被害発生中	事 後																																
県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMA T及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのS C Uの設置 ○地域医療搬送実施のためのS C Uの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○D P A Tの派遣及び派遣要請 ○J D A Tの派遣要請 <u>○災害支援ナースの派遣調整・要請</u> ○保健活動及び心のケア	○防疫組織の編成 ○防疫活動																																		
		○D H E A Tの派遣及び派遣要請																																			
区 分	機関名	主な措置																																			
第 1 節 医療救護	県	1(1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整 1(2) DMA T（災害派遣医療チーム）の派遣要請等 1(3) 救護班の派遣要請等 1(4) D P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣等 1(5) J D A T（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等 <u>1(6) 災害支援ナースの派遣要請等</u> 1(<u>7</u>) S C U（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置																																			
		医療法の改正に伴う修正																																			
第 1 節 医療救護																																					
159	1 県（保健医療局）における措置 (1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整 ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2 次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会	1 県（保健医療局）における措置 (1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整 ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2 次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会	医療法の改正に伴う修正																																		

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024 年 6 月修正)	修正 (2025 年 5 月修正予定)	備考
160	議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン <u>(追記)</u> や関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。 (略) オ 被災地における医療提供体制の確保・継続 県は、災害派遣医療チーム (DMAT) による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム (DMAT) 活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム (JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>(追記)</u> 民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 (略) (3) 救護班の派遣要請等 (略) イ 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請 県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関 (県薬剤師会、県歯科医師会、<u>県看護協会</u>、県柔道整復師会、県病院協会) に対して救護班の編成・派遣等を要請する。 (略) (5) JDAT (日本災害歯科支援チーム) の派遣要請等 県は、必要があると認めるときは、国等に対し、JDAT (日本災害支援歯科チーム) の派遣要請を行う。 <u>(追記)</u>	議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、<u>災害看護コーディネーター</u> や関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。 (略) オ 被災地における医療提供体制の確保・継続 県は、災害派遣医療チーム (DMAT) による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム (DMAT) 活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム (JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会 (JRAT)、日本栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT)、</u>民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 (略) (3) 救護班の派遣要請等 (略) イ 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請 県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関 (県薬剤師会、県歯科医師会、<u>(削除)</u> 県柔道整復師会、県病院協会) に対して救護班の編成・派遣等を要請する。 (略) (5) JDAT (日本災害歯科支援チーム) の派遣要請等 県は、必要があると認めるときは、国等に対し、JDAT (日本災害支援歯科チーム) の派遣要請を行う。 <u>(6) 災害支援ナースの派遣要請等</u> <u>県は、必要があると認めるときは、災害支援ナースの派遣に関する協定締結施設等に対し、災害支援ナースの派遣要請を行う。</u> <u>(7)</u> SCU (航空搬送拠点臨時医療施設) の設置 (略) 8 その他の医療救護関係機関における措置 (略)	防災基本計画修正を踏まえた修正 医療法の改正に伴う修正 医療法の改正に伴う修正 医療法の改正に伴う修正
162	(6) SCU (航空搬送拠点臨時医療施設) の設置 (略) 8 その他の医療救護関係機関における措置 (略)	(7) SCU (航空搬送拠点臨時医療施設) の設置 (略) 8 その他の医療救護関係機関における措置 (略)	医療法の改正に伴う修正 医療法の改正に伴う修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024年6月修正）	修正（2025年5月修正予定）	備考
164	◆ 附属資料第15「災害時の看護救護活動に関する協定書（県対県看護協会）」 （略） 14 医療機関等における活動の支援 県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関や医療救護班において看護師確保が困難な場合の看護師派遣や救護所における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。 ◆ 附属資料 15「災害時の看護救護活動に関する協定書（県対県看護協会）」 15 災害救助法の適用 （略）	<u>（削除）</u> （略） <u>（削除）</u> 14 災害救助法の適用 （略）	正
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生	
165	1 県（保健医療局・感染症対策局）における措置 （略） （6）応援体制 ア （略） イ 県は、必要に応じて、近隣県市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。 <u>（追記）</u> （7）自宅療養者等の避難確保 ア <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。 （略）	1 県（保健医療局・感染症対策局）における措置 （略） （6）応援体制 ア （略） イ 県は、必要に応じて、近隣県市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。 <u>ウ 県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。</u> （7）自宅療養者等の避難確保 ア <u>（削除）</u> 感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。 （略）	防災基本計画修正を踏まえた修正
166	3 市町村（保健所設置市を除く）における措置 （略） （2）防疫活動 （略） ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>（追記）</u>被災地の衛生状態の保	3 市町村（保健所設置市を除く）における措置 （略） （2）防疫活動 （略） ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>内閣府が作成した「避難生活</u>	「避難生活における良好な生活環境の確保に

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024 年 6 月修正）	修正（2025 年 5 月修正予定）	備考
167	持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。 (略) 5 栄養指導等 (略) ◆ 附属資料第 15「愛知県大規模災害時における栄養・食生活支援活動ガイドライン」 (略)	<u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。</u> (略) 5 栄養指導等 (略) <u>(削除)</u> (略)	向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正 附属資料の修正に伴う修正
168	11 応援協力関係 (10) 県は、必要<u>があると認めるときは</u>、国等に対して J D A T（日本災害歯科支援チーム）の派遣 <u>(追記) 要請を行う。</u>	11 応援協力関係 (10) 県は必要<u>に応じて</u>、国等に対して J D A T（日本災害歯科支援チーム）の派遣<u>を要請するものとする。</u>	表記の整理
第 7 章 交通の確保・緊急輸送対策		第 7 章 交通の確保・緊急輸送対策	
第 2 節 道路施設対策		第 2 節 道路施設対策	
174	1 中部地方整備局における措置 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 (略) ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施するものとする。 <u>(追記)</u> <u>イ</u> ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。 <u>ウ</u> 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所へ移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努めるものとする。 <u>エ</u> 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。 (略) (3) 緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）による活動支援必要に応	1 中部地方整備局における措置 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 (略) ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施するものとする。 <u>イ 道路管理用カメラ等の活用及び官民のプロープ情報の活用等により早急に被害状況を把握とともに、経路情報等の収集を行う I T S スポットや可搬型路側機等の増強を進め、道路における通行止めや通行状況を適切に把握する。</u> <u>ウ</u> ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。 <u>エ</u> 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所へ移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努めるものとする。 <u>オ</u> 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。 (略) (3) 緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）による活動支援必要に応	防災基本計画修正を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024年6月修正）	修正（2025年5月修正予定）	備考
	じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、<u>（追記）</u>被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。	じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、<u>へり、無人航空機等を活用した</u>被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。	
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営	
192	（略） 1 市町村における措置 （略） （4）避難所の運営 （略） エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>（追記）</u> （略） ク 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。 <u>（追記）</u> なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。 ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>に対して、その</u>避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。	（略） 1 市町村における措置 （略） （4）避難所の運営 （略） エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u> （略） ク 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。 <u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。</u> なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。 ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所<u>で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正 「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正 「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024 年 6 月修正)	修正 (2025 年 5 月修正予定)	備考
	(略) <u>(追記)</u> <u>コ</u> 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 (略) <u>サ</u> ペットの取扱 必要に応じて、ペットの<u>飼育</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼育</u>場所や<u>飼育</u>ルールを<u>飼育者</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>(追記)</u> 獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 <u>(追記)</u>	<u>難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</u> (略) <u>コ 在宅避難者等の支援拠点</u> 市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。 <u>サ 車中泊避難を行うためのスペース</u> 市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。 <u>シ</u> 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 (略) <u>ス</u> ペットの取扱 必要に応じて、ペットの<u>飼養</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼養</u>場所や<u>飼養</u>ルールを<u>飼い主</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について</u>、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 <u>セ 避難の長期化に伴う対応</u> <u>避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> <u>(ア) プライバシーの確保状況</u> <u>(イ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度</u> <u>(ウ) 洗濯等の頻度</u> <u>(エ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u> <u>(オ) 暑さ・寒さ対策の必要性</u> <u>(カ) 食料の確保、配食等の状況</u>	まえた修正 防災基本計画修正を踏まえた修正 防災基本計画修正を踏まえた修正 防災基本計画修正及び環境省ガイドラインを踏まえた修正 防災基本計画修正を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024 年 6 月修正）	修正（2025 年 5 月修正予定）	備考
193	<u>シ</u> 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 （略） <u>ス</u> 感染症対策 （略）	<u>（キ）し尿及びごみの処理状況</u> <u>（ク）避難者の健康状態</u> <u>（ケ）指定避難所の衛生状態</u> <u>ソ</u> 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 （略） <u>タ</u> 感染症対策 （略）	
	第 2 節 要配慮者支援対策	第 2 節 要配慮者支援対策	
194	（略） 2 県（福祉局、保健医療局、県民文化局）における措置 （略） （2）広域調整・市町村支援 保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援する。また、市町村からの要請により、必要に応じて災害派遣福祉チーム <u>（DCAT）（追記）</u> を編成し、派遣する。 （略） 3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定している<u>避難所の供与等の事務については</u>、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム <u>（DCAT）（追記）</u> の編成・派遣については、県が実施する。	（略） 2 県（福祉局、保健医療局、県民文化局）における措置 （略） （2）広域調整・市町村支援 保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援する。また、市町村からの要請により、必要に応じて災害派遣福祉チーム <u>（DWAT）や災害支援ナース</u> を編成し、派遣する。 （略） 3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定している<u>ため</u>、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム <u>（DWAT）や災害支援ナース</u> の編成・派遣については、県が実施する。	表記の整理及び防災基本計画修正を踏まえた修正 表記の整理及び防災基本計画修正を踏まえた修正
	第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給	第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給	
196	■ 基本方針 （略） ○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>（追記）</u> 夏季には<u>扇風機等</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する<u>ものとする。</u>	■ 基本方針 （略） ○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ</u>、夏季には<u>冷房器具</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する<u>とともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第 13 章 ライフライン施設等の応急対策	第 13 章 ライフライン施設等の応急対策	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024 年 6 月修正)	修正 (2025 年 5 月修正予定)	備考
	第 6 節 通信施設の応急措置	第 6 節 通信施設の応急措置	
213	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 <u>(追記)</u> また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 <u>加えて、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u> また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。	防災基本計画修正を踏まえた修正
214	(略) 3 県（防災安全局、総務局）、市町村及び防災関係機関における措置 (略) また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に <u>災害時モード</u> への切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。	(略) 3 県（防災安全局、総務局）、市町村及び防災関係機関における措置 (略) また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に <u>災害モード</u> への切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。	表記の整理
	第 8 節 ライフライン施設の応急復旧	第 8 節 ライフライン施設の応急復旧	
214	県、市町村及びライフライン事業者等における措置 <u>(追記)</u> (略)	県、市町村及びライフライン事業者等における措置 <u>及び海路・空路の活用</u> (略)	防災基本計画修正を踏まえた修正
215	(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 <u>(追記)</u> 合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。 <u>(追記)</u>	(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 <u>及び海路・空路の活用</u> 合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024年6月修正）	修正（2025年5月修正予定）	備考
		<u>また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。</u>	
	第24章 住宅対策	第24章 住宅対策	
274	■ 基本方針 （略） ○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>（追記）</u> 、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。	■ 基本方針 （略） ○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>（ブルーシートの展張等を含む）</u> 、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第5節 住宅の応急修理	第5節 住宅の応急修理	
279	1 県（防災安全局・建築局）及び救助実施市における措置 （略） （1）応急修理の実施 ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>（追記）</u>	1 県（防災安全局・建築局）及び救助実施市における措置 （略） （1）応急修理の実施 ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>（ブルーシートの展張等）</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第2章 公共施設等災害復旧対策	第2章 公共施設等災害復旧対策	
	第1節 公共施設災害復旧事業	第1節 公共施設災害復旧事業	
288	1 各施設管理者における措置 各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。 <u>（追記）</u>	1 各施設管理者における措置 各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。 <u>その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
289	（略） 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 （略） （2）要綱等 ア（略） イ（略） <u>ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。</u>	（略） 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 （略） （2）要綱等 ア（略） イ（略） <u>（削除）</u>	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正
	第3節 暴力団等への対策	第3節 暴力団等への対策	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024 年 6 月修正）	修正（2025 年 5 月修正予定）	備考
291	1 県警察における措置 (1) 暴力団等の動向把握 <u>災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。</u> (2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 暴力団等による <u>(追記)</u> 不法行為の <u>(追記)</u> 取締りを徹底するとともに、<u>関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化</u>し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入 <u>(追記)</u> を防止するための取組を推進するなど、<u>暴力団排除活動を徹底する。</u> <u>(3) 暴力団排除に関する広報活動等</u> <u>暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対して的確な対応を行う。</u>	1 県警察における措置 (1) 暴力団等の動向把握 <u>暴力団等が、被災地において復旧・復興事業に介入し資金獲得活動を行うことを防止するため、暴力団等の動向把握を徹底する。</u> (2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 暴力団等による <u>被災地における</u> 不法行為の <u>徹底した</u> 取締り <u>と</u>、関係機関、業界団体等 <u>が</u> 連携し、暴力団等 <u>が被災地における</u> 復旧・復興事業に <u>参入・介入</u> <u>すること</u> を防止するための取組を推進する <u>(削除)</u>。 <u>(削除)</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第 3 章 災害廃棄物 <u>(追記)</u> 処理対策	第 3 章 災害廃棄物 <u>等</u> 処理対策	
292	■ 基本方針 市町村及び県は、被災状況に即した災害廃棄物 <u>(追記)</u> の処理を迅速に実施する。 ■ 主な機関の措置 区分 災害廃棄物 <u>(追記)</u> 処理対策 (略) 災害廃棄物 <u>(追記)</u> 処理対策 (略)	■ 基本方針 市町村及び県は、被災状況に即した災害廃棄物 <u>等</u> の処理を迅速に実施する。 ■ 主な機関の措置 区分 災害廃棄物 <u>等</u> 処理対策 (略) 災害廃棄物 <u>等</u> 処理対策 (略)	表記の整理 表記の整理
	第 4 章 被災者等の生活再建等の支援	第 4 章 被災者等の生活再建等の支援	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024 年 6 月修正）	修正（2025 年 5 月修正予定）	備考																																																																
294	■ 主な機関の措置 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">第 1 節 罹災証明書の交付等</td><td>県</td><td>1 (1) 市町村の支援 1 (2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等</td></tr><tr><td>市町村</td><td>2 罹災証明書の交付</td></tr><tr><td>独立行政法人都市再生機構</td><td>3 専門的知識を有する職員の被災地への派遣</td></tr><tr><td rowspan="2">第 2 節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</td><td>県</td><td>1 (1) 市町村への被災者に関する情報の提供 1 (2) 市町村の支援</td></tr><tr><td>市町村</td><td>2 (1) 被災者台帳の作成 2 (2) 災害ケースマネジメントの実施</td></tr><tr><td rowspan="8">第 3 節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</td><td>県</td><td>1 (1) 被災者生活再建支援金の支給 1 (2) 県税の減免等 1 (3) 被災者の権利・利益の保全 1 (4) 義援金の受付、配分 1 (5) 災害見舞金の支給</td></tr><tr><td>市町村</td><td>2 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2 (2) 災害弔慰金等の支給 2 (3) 市税等の減免等 2 (4) 義援金の受付、支給</td></tr><tr><td>日本赤十字社愛知県支部</td><td>3 義援金等の受付、配分</td></tr><tr><td>県社会福祉協議会</td><td>4 生活福祉資金の貸付</td></tr><tr><td>被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県センター）</td><td>5 被災者生活再建支援金の支給</td></tr><tr><td>報道機関等</td><td>6 義援金品の受付、配分</td></tr><tr><td><u>（追記）</u></td><td><u>（追記）</u></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 罹災証明書の交付等	県	1 (1) 市町村の支援 1 (2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等	市町村	2 罹災証明書の交付	独立行政法人都市再生機構	3 専門的知識を有する職員の被災地への派遣	第 2 節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	県	1 (1) 市町村への被災者に関する情報の提供 1 (2) 市町村の支援	市町村	2 (1) 被災者台帳の作成 2 (2) 災害ケースマネジメントの実施	第 3 節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	県	1 (1) 被災者生活再建支援金の支給 1 (2) 県税の減免等 1 (3) 被災者の権利・利益の保全 1 (4) 義援金の受付、配分 1 (5) 災害見舞金の支給	市町村	2 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2 (2) 災害弔慰金等の支給 2 (3) 市税等の減免等 2 (4) 義援金の受付、支給	日本赤十字社愛知県支部	3 義援金等の受付、配分	県社会福祉協議会	4 生活福祉資金の貸付	被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県センター）	5 被災者生活再建支援金の支給	報道機関等	6 義援金品の受付、配分	<u>（追記）</u>	<u>（追記）</u>			■ 主な機関の措置 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">第 1 節 罹災証明書の交付等</td><td>県</td><td>1 (1) 市町村の支援 1 (2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等</td></tr><tr><td>市町村</td><td>2 罹災証明書の交付</td></tr><tr><td>独立行政法人都市再生機構</td><td>3 専門的知識を有する職員の被災地への派遣</td></tr><tr><td rowspan="2">第 2 節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</td><td>県</td><td>1 (1) 市町村への被災者に関する情報の提供 1 (2) 市町村の支援</td></tr><tr><td>市町村</td><td>2 (1) 被災者台帳の作成 2 (2) 災害ケースマネジメントの実施</td></tr><tr><td rowspan="8">第 3 節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</td><td>県</td><td>1 (1) 被災者生活再建支援金の支給 1 (2) 県税の減免等 1 (3) 被災者の権利・利益の保全 1 (4) 義援金の受付、配分 1 (5) 災害見舞金の支給</td></tr><tr><td>市町村</td><td>2 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2 (2) 災害弔慰金等の支給 2 (3) 市税等の減免等 2 (4) 義援金の受付、支給</td></tr><tr><td>日本赤十字社愛知県支部</td><td>3 義援金等の受付、配分</td></tr><tr><td>県社会福祉協議会</td><td>4 生活福祉資金の貸付</td></tr><tr><td>被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県センター）</td><td>5 被災者生活再建支援金の支給</td></tr><tr><td>報道機関等</td><td>6 義援金品の受付、配分</td></tr><tr><td><u>中部管区行政評価局</u></td><td><u>7 特別行政相談活動の実施</u></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 罹災証明書の交付等	県	1 (1) 市町村の支援 1 (2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等	市町村	2 罹災証明書の交付	独立行政法人都市再生機構	3 専門的知識を有する職員の被災地への派遣	第 2 節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	県	1 (1) 市町村への被災者に関する情報の提供 1 (2) 市町村の支援	市町村	2 (1) 被災者台帳の作成 2 (2) 災害ケースマネジメントの実施	第 3 節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	県	1 (1) 被災者生活再建支援金の支給 1 (2) 県税の減免等 1 (3) 被災者の権利・利益の保全 1 (4) 義援金の受付、配分 1 (5) 災害見舞金の支給	市町村	2 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2 (2) 災害弔慰金等の支給 2 (3) 市税等の減免等 2 (4) 義援金の受付、支給	日本赤十字社愛知県支部	3 義援金等の受付、配分	県社会福祉協議会	4 生活福祉資金の貸付	被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県センター）	5 被災者生活再建支援金の支給	報道機関等	6 義援金品の受付、配分	<u>中部管区行政評価局</u>	<u>7 特別行政相談活動の実施</u>			防災基本計画修正を踏まえた修正
区 分	機関名	主な措置																																																																	
第 1 節 罹災証明書の交付等	県	1 (1) 市町村の支援 1 (2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等																																																																	
	市町村	2 罹災証明書の交付																																																																	
	独立行政法人都市再生機構	3 専門的知識を有する職員の被災地への派遣																																																																	
第 2 節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	県	1 (1) 市町村への被災者に関する情報の提供 1 (2) 市町村の支援																																																																	
	市町村	2 (1) 被災者台帳の作成 2 (2) 災害ケースマネジメントの実施																																																																	
第 3 節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	県	1 (1) 被災者生活再建支援金の支給 1 (2) 県税の減免等 1 (3) 被災者の権利・利益の保全 1 (4) 義援金の受付、配分 1 (5) 災害見舞金の支給																																																																	
	市町村	2 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2 (2) 災害弔慰金等の支給 2 (3) 市税等の減免等 2 (4) 義援金の受付、支給																																																																	
	日本赤十字社愛知県支部	3 義援金等の受付、配分																																																																	
	県社会福祉協議会	4 生活福祉資金の貸付																																																																	
	被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県センター）	5 被災者生活再建支援金の支給																																																																	
	報道機関等	6 義援金品の受付、配分																																																																	
	<u>（追記）</u>	<u>（追記）</u>																																																																	
区 分	機関名	主な措置																																																																	
第 1 節 罹災証明書の交付等	県	1 (1) 市町村の支援 1 (2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等																																																																	
	市町村	2 罹災証明書の交付																																																																	
	独立行政法人都市再生機構	3 専門的知識を有する職員の被災地への派遣																																																																	
第 2 節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	県	1 (1) 市町村への被災者に関する情報の提供 1 (2) 市町村の支援																																																																	
	市町村	2 (1) 被災者台帳の作成 2 (2) 災害ケースマネジメントの実施																																																																	
第 3 節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	県	1 (1) 被災者生活再建支援金の支給 1 (2) 県税の減免等 1 (3) 被災者の権利・利益の保全 1 (4) 義援金の受付、配分 1 (5) 災害見舞金の支給																																																																	
	市町村	2 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2 (2) 災害弔慰金等の支給 2 (3) 市税等の減免等 2 (4) 義援金の受付、支給																																																																	
	日本赤十字社愛知県支部	3 義援金等の受付、配分																																																																	
	県社会福祉協議会	4 生活福祉資金の貸付																																																																	
	被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県センター）	5 被災者生活再建支援金の支給																																																																	
	報道機関等	6 義援金品の受付、配分																																																																	
	<u>中部管区行政評価局</u>	<u>7 特別行政相談活動の実施</u>																																																																	
	第 1 節 罹災証明書の交付	第 1 節 罹災証明書の交付																																																																	
295	(略) 2 市町村における措置 (略) <u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u>	(略) 2 市町村における措置 (略) <u>(削除)</u>	表記の整理																																																																

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2024 年 6 月修正）	修正（2025 年 5 月修正予定）	備考
	第 3 節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	第 3 節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	
298	(略) 6 報道機関、各種団体等における措置 (略) <u>(追記)</u>	(略) 6 報道機関、各種団体等における措置 (略) 7 中部管区行政評価局における措置 <u>中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第 5 章 商工業・農林水産業の再建支援	第 5 章 商工業・農林水産業の再建支援	
	第 1 節 商工業の再建支援	第 1 節 商工業の再建支援	
302	1 県（経済産業局、観光コンベンション局）における措置 (1) 支援情報の提供及び相談窓口<u>の設置</u> 県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報をとりまとめ、市町村、商工団体、金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。 また、<u>商工団体等が設置する相談窓口を補完するため、必要に応じて、総合的な相談窓口を設置する。</u>	1 県（経済産業局、観光コンベンション局）における措置 (1) 支援情報の提供及び相談窓口<u>における相談対応</u> 県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報をとりまとめ、市町村、商工団体、金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。 また、<u>県機関・県内の商工会議所・商工会に設置している「愛知県中小・小規模企業総合相談窓口」において、被災中小企業等に対する相談対応を速やかに実施する。</u>	表記の整理